

2025 年 9 月 11 日

文部科学大臣 阿部 俊子 殿
厚生労働大臣 福岡 資麿 殿
内閣府特命担当大臣 伊東 義孝 殿
(地方創成担当)

全日本民主医療機関連合会

会長 増田 剛



高等教育修学支援新制度の改善と 看護学生・看護師養成施設への支援の拡充を求める要望書

< 要望主旨 >

「大学等における修学支援に関する法律」が改正され 4 月 1 日施行されました。法案審議では所得に係わらず多子世帯への給付の実施など一部適用拡大が図られたものの、その内容が不十分であること、成績要件の廃止、機関要件の廃止など多岐にわたり法案への見直しを求める意見がだされました。また、現在の物価高は学生生活を苦しめ、看護師養成施設の運営にも影響を及ぼしています。修学支援制度の改善と学生生活、看護師養成施設支援のために要望いたします。

< 要望事項 >

(高等教育修学支援新制度(大学等における修学支援に関する法律)の改善について)

1. 機関要件確認は新規申請、更新を行う専門学校にとって大きな制約条件となっている。国が認可する学校ならどこに入学しても制度が利用できるようにすることが必要であり機関要件の廃止を強く要望する。
2. 同じ看護師を養成する学校でありながら、専門学校は大学と比べて経営、学生確保などで厳しい現状がある。機関要件確認校となれるかどうかは死活問題に関わっている。医療法人が運営する看護専門学校には機関要件の「経営要件」を適用せず、「令和 7 年 4 月 23 日文部科学省 高等教育局学生支援課 高等教育修学支援室発出の事務連絡」を都道府県に周知するとともに、機関要件の確認事務に関する指針にも明記すること。
3. 大学等修学支援制度の予算執行率が 6 割程度にとどまり、2000 億円以上の予算を未執行として残している。対象者の拡大、支援上限額の引き上げ、給付奨学金の増額にあてること。また、当該年度の学生の生活支援事業にあてること
4. 令和 6 年度より修学支援新制度の中間層への拡大として世帯年収 600 万円程度までの私立の理工農系学部に通学する学生が適用となった。そこに看護学部、看護養成施設を含めること。あわせて給付奨学金も支給の対象とすることで看護学生の経済的負担の軽減を行う

こと。

5. 原級留置となった場合でも、進級した場合は学費減免・給付奨学金を復活させること

(看護学生支援・看護養成施設への支援について)

6. 少子高齢化がますます進行していくなかで、高齢者を支える医療提供体制の確保及び人材養成をすすめることは国の責務となっている。物価高騰の影響等により学生等の消費支出が増大しているなかで看護学生への独自の支援策をとること。2022年度に実施した「物価高に対する経済対策支援事業」のような学生支援を緊急に実施すること。
7. 「重点支援地方交付金」等に厚生労働省が管轄する看護専門学校への支援を明記すること
8. 看護師養成所運営事業に対する都道府県の補助金の財源となる「地域医療介護総合確保基金」を増額すること

＜主旨説明＞

1 機関要件の廃止

文部科学省公表資料によれば機関要件の確認校数とその割合は大学・短期大学 1,001 校で 94.9%、専門学校は 2,600 校で 78.5%と大きな差がついている。(令和 7 年 4 月)。現行の制度は経営規模が大きく都市部の大学に有利になっている。法律の目的が「真に支援が必要な低所得者の修学を支援する」ことであるならば、制度が適用されても、高額な自己負担が発生する大学と比べて、学費が安価な専門学校の対象校を増やしていくことが必要ではないか。また機関要件確認を私立学校のみに課していることは不平等である。文部科学省、厚生労働省が認可している学校ならどこに入学しても制度が利用できるようにするべき。

2 医療法人が設置する看護専門学校に機関要件確認をあてはめない

現在、医療機関の 6 割が赤字経営となっており、医療法人が運営する看護専門学校に機関要件にある「経営要件」をあてはめると、多くの学校が修学支援新制度の廃止になる可能性がある。「令和 7 年 4 月 23 日文部科学省 高等教育局学生支援課 高等教育修学支援室発出の事務連絡」では医療法人が運営する専門学校に対して、確認事務の丁寧な対応を求めている。医療機関の経営困難にかんがみ、「経営要件」を画一的に適用しない主旨と解される。

事務連絡令和 7 年 4 月 23 日 文部科学省高等教育学生支援課高等教育修学支援室 発
各地方公共団体公立学校・私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課 宛

「令和 7 年度機関要件の確認事務の実施について」

確認取消の猶予にあたっては正式な申請の前に学校からの事前相談を受け付け、また必要な資料を提出させるなどして、猶予要件を満たしていることを確認した上で、都道府県知事のご判断をお

願います。特に、医療機関を運営する法人(医療法人、公益法人など)が看護師養成所等の専門学校を設置しており、新型コロナウイルス感染症の蔓延による経常収支の悪化が医療機関で起こった結果、当該法人が修学支援新制度の機関要件を満たさなくなる等、個別の事情がある場合は、丁寧に聴き取りを行った上で適切にご対応をお願いします。

3 大学等修学支援制度の予算の未執行分の活用

令和7年3月19日の衆議院文部科学委員会において、小山千帆議員は「修学支援新制度が開始された令和2年から5年まで、毎年、予算の執行率が6割程度、令和5年度では2,221億円が不用額として残った。このお金を学生支援に拡充まわすべき」との質問に阿部文科大臣は「非課税世帯の高等教育進学率が全世帯進学率と同じ水準で向上することを想定して予算を確保している」と答弁している。予約、新規も含めて年度の採用見通しと必要予算は7月頃には見通しがつくのであれば、残りの予算を活用して9月以降に臨時給付金や給付奨学金の対象拡大のような事業ができるのではないか。例えば1000億円で、270万人の学生に月3万円の給付奨学金を1年間実施できる。

4 私立の理工農系学部・看護学部、看護養成施設を含め、奨学金を給付する

令和7年度の文部科学省「高等教育の修学支援新制度 理工農系学部・学科の対象機関リスト(私立学校)」によれば、大学(学部)1063校、短大17校、高等専門学校7校、専門学校(学科)1289校が対象になっている。大学では酪農学園大学獣医学群獣医保健看護学類、専門学校では神戸動植物環境専門学校動物看護師学科のように動物を対象とした愛玩動物看護師(国家資格)受験資格を得られる学校が対象に含まれている。人間を看護する看護師養成学校が適用されないのは不合理ではないか。

看護学生は通年を通じて、学校外の医療機関等での実習が多く、学校所在の地域に該当する医療機関(産婦人科、精神科など)がない場合は遠方まで移動しなければならず、交通費が大きな負担となっている。給付奨学金を支給することで負担軽減を実現させる。

5 原級留置となった場合の奨学金の復活

成績要件とも結びつくが、経済的困難な家庭の学生はアルバイトや環境によって勉学に格別の努力を要する場合がある。原級留置で即、廃止となると事実上、学業の継続が困難となる。学生支援機構奨学金と同様に進級によって高等教育修学支援新制度適用を復活させるべき。

6 物価高騰対策と看護学生支援

2022年度に日本学生支援機構を通じて実施された、同事業は、学校が学生に現金給付も含む食費、修学支援を実施した場合は最大100万円まででその費用の10分の9が交付された。2025年5月現在の物価高は総務省の統計によれば、前年比で3.5%、2020年比では11%以

上の物価高となっている。学校も諸経費の高騰で経営難となっていることから支援は政府が学生に直接支援するものとし学校の負担をさせないこと。

7 「重点支援地方交付金」等に厚生労働省が管轄する看護専門学校への支援を明記

政府は「物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金」として、令和5年度末より7年度にかけて物価高騰に対する生活者、事業者支援を実施している。令和6年12月5日に厚生労働省は事務連絡で「医療機関への支援に関する重点地方交付金の活用について」で光熱費等、食量食材費の交付金を実施した。令和7年5月27日内閣府地方創成推進室より事務連絡「令和7年度一般会計予備費の使用の閣議決定を踏まえた重点支援地方交付金の取扱い等について」を発している。事業者支援として⑤学校施設も明示されている。既に1回目の締め切りは6月30日で終了しているが、2回目は10月30日となっている。内閣府及び厚生労働省より看護養成施設も対象となることを及び看護学生も生活者支援の対象となることを都道府県に明示してもらいたい。

今後、物価高騰対策等として同様の交付金が決定的される場合は、必ず看護師養成施設への支援が位置づけられるようお願いしたい。

8 「地域医療介護総合確保基金」を増額する

厚生労働省のホームページのサイト内検索で看護師養成施設補助金を検索すると、平成24年行政事業レビューシートがヒットする。これによれば平成21年～25年度は毎年約45億円が予算確保され執行されている。現在は年間総額でどのくらいの予算なのか？

現在、都道府県の看護師養成施設補助金の財源となる地域医療介護総合基金の令和6年度予算は医療分1029億円でそのうち医療従事者の確保に関する事業は居宅等における医療の提供に関する事業とあわせて544億円となっている。

この事業の目的は「医療需給に見合った医療従事者を確保する」とされる。看護師養成について現在の需給と養成施設数についての認識を示してもらいたい。看護師養成施設の経営実態を調べて、要望を聞き、実態に見合った補助金の増額するために、基金の増額をしていただきたい。